

改正健康増進法が令和2年4月に全面施行となりました

飲食店内を喫煙可能とする場合は

保健所への届出が必要です！

届出を行う前に

以下の要件をすべて満たしているかを確認してください

要件1 令和2年4月1日時点で、営業している店舗である。

要件2 資本金又は出資の総額が5,000万円以下である。

要件3 客席面積が100㎡以下である。

要件をすべて満たす飲食店に限り、経過措置として店（室）内を喫煙可能とすることができます。

(要件を満たさない飲食店は、喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の設置を選択することが可能です。)

喫煙可能とするには、喫煙室の技術的基準を満たす必要があります。

技術的基準については
↓こちら(厚労省HP) ↓



従業員や家族連れであっても、20歳未満の者の立入は禁止され、広告・宣伝の際にもその旨を明記する必要があります。

喫煙可能室の出入口や施設の出入口に標識を掲示し、広告・宣伝の際にも設置について明記してください。



喫煙可能室廃止時は、廃止届の提出とともに標識を除去してください。

また、店舗の要件（資本金・客席面積）等が変更になった場合も再度届出が必要です。

違反した場合、立入検査等による助言・指導、勧告、命令、公表、過料（最大20万～50万円）の対象となる場合があります。

届出先

届出様式に必要事項を記載し、郵送、来所、または電子メールにより御提出ください。

※ 記載事項の確認のため、保健所から連絡する場合があります。

保健所	住所	メールアドレス	電話番号	対象市町村
東津軽保健所	030-0113 青森市第二問屋町4-11-6	AO-HOKEN@pref.aomori.lg.jp	017-739-5421	平内町・今別町・蓬田村・外ヶ浜町
中南保健所	036-8356 弘前市下白銀町14-2	HI-HOKEN@pref.aomori.lg.jp	0172-33-8521	弘前市・黒石市・平川市・西目屋村・藤崎町・大鰐町・田舎館村・板柳町
三戸保健所	039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7	HA-HOKEN@pref.aomori.lg.jp	0178-27-5111	おいらせ町・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村
西北保健所	037-0056 五所川原市末広町14	GO-HOKEN@pref.aomori.lg.jp	0173-34-2108	五所川原市・つがる市・鱒ヶ沢町・深浦町・鶴田町・中泊町
上北保健所	034-0082 十和田市西二番町10-15	KA-HOKEN@pref.aomori.lg.jp	0176-23-4261	十和田市・三沢市・野辺地町・七戸町・六戸町・横浜町・東北町・六ヶ所村
下北保健所	035-0073 むつ市中央1-3-33	MU-HOKEN@pref.aomori.lg.jp	0175-31-1388	むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村
青森市保健所	030-0962 青森市佃2-19-13	genki-plaza@city.aomori.aomori.jp	017-743-6111	青森市
八戸市保健所	031-0011 八戸市田向3-6-1	kenko@city.hachinohe.aomori.jp	0178-38-0710	八戸市

青森県健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課

お問い合わせ ☎ 017-734-9216

青森県 受動喫煙防止対策

